

住之江公園前歩道橋エレベーター設置に関するCM業務委託に係る
建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式による選定結果について

1 案件名称

住之江公園前歩道橋エレベーター設置に関するCM業務委託
契約期間 契約日から令和9年3月31日

2 選定した委託予定事業者

株式会社建設技術研究所 大阪本社

3 公募期間

令和6年12月6日(金)～12月20日(金)

4 学識経験者等の意見を聴取する選定委員会による審議の結果

(1)委員名簿(敬称略)

委員氏名	役職等
長谷川 方夫	大阪国道事務所副所長
阪上 隆英	神戸大学教授
東山 浩士	近畿大学教授

(2)選定委員会の開催日

1回目:令和6年11月22日(金)

2回目:令和7年2月21日(金)

(3) 審査基準

資格審査基準

(住之江公園前歩道橋エレベーター設置に関する CM 業務委託)

参加表明書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

評価項目	評価の着眼点		審査基準	備考
参加表明書の経験と能力	資格要件	技術部門登録 建設コンサルタント登録	建設コンサルタント登録規定(昭和52年4月15日建設省告示第717号)に基づく「道路部門」の登録を受け、令和5・6・7年度本市入札参加資格者名簿に種目「500建設コンサルタント」に登録していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者が上記の資格要件を満たすものとする)	
	専門技術力	成果の確実性 過去10年間の業務実績の内容	平成26年度以降に、次に示す「規定業務」について、元請けとして業務実績(※)を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により「規定業務」を有していること) 【規定業務】 ・官公庁発注のCM業務の実績	様式-2を審査する
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	本業務では管理技術者を配置することとし、次のいずれかの条件を満たすこと。また受注者と直接雇用関係を有していること、 1.技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目:「道路」又は「施工計画、施工設備及び積算」又は「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る)とするものに合格し、同法による登録を受けている者。 2.技術士法による第二次試験のうち総合技術監理部門「建設」に合格し、同法による登録を受けている者。 3.国土交通大臣(旧建設大臣)に上記1・2と同程度の知識及び技術を有する者と認定されている者。 4.RCCM(「道路」又は「施工計画、施工設備及び積算」又は「鋼構造及びコンクリート」)の資格を有し、登録を受けている者。	様式-4を審査する
		専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成26年度以降に、次に示す「規定業務1、2」の両方又は「規定業務1」について、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2」が含まれている場合も、2つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1.官公庁発注のCM業務の実績 2.官公庁発注の土木工事の設計または工事監督支援業務の実績
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する
	担当技術者	専門技術力	過去10年間の規定業務の実績内容	平成26年度以降に、次に示す「規定業務1、2、3」のいずれかについて、元請けの技術者として従事した実績(※)を有していること、または「規定業務4」の経験を有していること。または「規定業務1、2、3、4」のすべてについて、実績、経験を有していること。 なお、1つの契約業務に「規定業務1、2、3」が含まれている場合も、3つ分の業務として扱い、条件を満たすものとする。 【規定業務】 1.官公庁発注のCM業務の実績 2.昇降機設置工事の設計または検討業務の実績 3.官公庁発注の土木工事の設計または工事監督支援業務の実績 4.土木関係の技術的行政経験を10年以上有するもの
	専任性	手持ち業務の金額及び件数	全ての手持ち業務(管理技術者あるいは担当技術者となっている他の業務のうち500万円以上の業務)の契約金額の合計が5億円未満かつ件数が10件未満である場合に選定する。	様式-4を審査する

業務実施体制	その他留意事項	担当技術者の人数は、少なくとも1人以上配置することを想定しているものであり、2人以上の技術者の配置を妨げるものではない。	
	業務実施体制の妥当性	<p>下記項目に該当する場合には選定しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の内容が主たる部分の場合。 (主たる部分とは、本業務における調査業務や印刷などの簡易な業務を除く業務とする。) ・業務分担構成が、不明確または不自然な場合。 ・共同企業体による場合に、業務の分担構成が細分化されすぎている場合、ひとつの分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合。 	様式-3を審査する

※過去の業務実績が、共同企業体による実績の場合は、共同企業体の代表者または代表者に所属する技術者としての実績に限る。

(ii) 技術者評価基準

評価項目のうち、配置予定技術者に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価項目		評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考
配置予定技術者の経験及び能力	管理技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績 管理技術者が両方の規定業務の実績を有している	—	管理技術者が規定業務1のみの実績を有している	—	—	①
	管理技術者	専任性	他業務との兼任状況 手持ち業務の契約金額の合計が 2.5 億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円未満かつ件数が 8 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	—	②
	担当技術者	専門技術力	過去 10 年間の規定業務の実績 担当技術者がすべての規定業務の実績を有している	担当技術者が 3 つの規定業務の実績を有している	担当技術者が2つの規定業務の実績を有している	担当技術者がいずれかの規定業務のみの実績を有している	—	③
	担当技術者	専任性	他業務との兼任状況 手持ち業務の契約金額の合計が 2.5 億円未満かつ件数が5件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 4 億円未満かつ件数が 8 件未満	手持ち業務の契約金額の合計が 5 億円未満かつ件数が 10 件未満	—	—	④

(iii) 提案内容評価基準

評価項目のうち、提案内容に関わる項目については、以下のとおり評価する。

評価の着眼点	評価の着眼点	A	A'	B	B'	C	備考	
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務の理解度	目的、条件、内容の理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	目的、条件、内容の理解が十分とは言えない。	⑤	
	業務実施手順 (フロー・工程表)	実施手順の妥当性	業務の実施手順が妥当であり、非常に実効性のある工程である。	—	左右に該当しない	—	業務の実施手順が十分とは言えない。	⑥
		業務量の把握、人員配置の妥当性	業務量の把握、人員配置が妥当である。	—	左右に該当しない	—	業務量の把握、人員配置が、十分とは言えない。	⑦
	その他	重要事項の指摘	要請時点で示し落とした重要事項の指摘があり、対応策が提案されている	—	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がある	—	要請時点で示し落とした重要事項の指摘がない	⑧
特定テーマに対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑨
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが 80%以上 100%未満、記載されている。	必要なキーワードが 60%以上 80%未満、記載されている。	必要なキーワードが 40%以上 60%未満、記載されている。	必要なキーワードが 40%未満であり十分とは言えない。	⑩
	実現性	説得力があるか	具体的な提案があり、説得力がある。	—	左右に該当しない	—	提案内容に具体性がない。	⑪
	効率性	効率的な工夫があるか	効率的な提案があり、説得力がある。	—	左右に該当しない	—	効率的な提案が見られない。	⑫

特定テーマ2に対する技術提案	的確性	課題の把握が十分か	課題とともに根拠が示されており、理解が特に優れている。	—	左右に該当しない	—	内容が的確性を欠くなど、課題把握として十分とは言えない。	⑬
		キーワードの網羅	必要なキーワードが全て網羅されている。(100%)	必要なキーワードが 80%以上100%未満、記載されている。	必要なキーワードが 60%以上 80%未満、記載されている。	必要なキーワードが 40%以上 60%未満、記載されている。	必要なキーワードが 40%未満であり十分とは言えない。	⑭
	実現性	説得力があるか	具体的な提案があり、説得力がある。	—	左右に該当しない	—	提案内容に具体性がない。	⑮
	効率性	効率的な工夫があるか	効率的な提案があり、説得力がある。	—	左右に該当しない	—	効率的な提案が見られない。	⑯

(4) 審査を行った事業者(五十音順)
株式会社建設技術研究所 大阪本社

(5) 審査の結果(合計点の高い順)

① 配置予定技術者に関する評価

評価項目		評価の着眼点	I社	
			評価	点数
経 験 及 び 能 力 配 置 予 定 技 術 者 の	管理技術者	過去 10 年間の規定業務の実績	A	10.0
		専任性(他業務との兼任状況)	B	6.0
	担当技術者	過去 10 年間の規定業務の実績	B'	4.0
		専任性(他業務との兼任状況)	A'	8.0
合計(40 点満点)			28.0	

② 技術提案書に関する評価

評価項目		評価の着眼点	I社		
			評価	点数	
工 程 表 ・ そ の 他 実 施 方 針 ・ 実 施 フ ロ ー	業務の理解度	目的、条件、内容の理解	A	10.0	
	業務実施手順 (フロー・工程表)	実施手順の妥当性	A	5.0	
		業務量把握、人員配置の妥当性	B	3.0	
	その他	重要事項の指摘	A	10.0	
特 定 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案	特定テーマ1	的確性	課題の理解度	A	5.0
			キーワードの網羅	B	3.0
	特定テーマ1	実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	A	10.0
		効率性	高度で効率的な提案があるか	A	5.0
	特定テーマ2	的確性	課題の理解度	A	5.0
			キーワードの網羅	B	3.0
		実現性	説得力、提案内容の裏付けがあるか	A	10.0
		効率性	高度で効率的な提案があるか	A	5.0
合計(80 点満点)			74.0		